

北海道告示第10146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月5日

北海道知事 鈴木 直道

1 道路の種類 道道

2 路線名 滝之町伊達線

3 道路の区域

区間	変更前後 の別	敷地の幅員	延長	国道等との 重複区間
伊達市志門気町10番1地先から 同市西関内町342番1地先まで	前	22.50mから 32.91mまで	256.26m	—
伊達市西関内町359番2地先から 同市西関内町342番1地先まで	前	23.80mから 37.45mまで	193.91m	—
伊達市志門気町10番1地先から 同市西関内町342番1地先まで	後	22.50mから 36.27mまで	279.17m	—
伊達市西関内町359番2地先から 同市西関内町342番1地先まで	後	23.80mから 51.74mまで	193.91m	—